

五中生活のきまり

1. 服装・髪型・持ち物

- ・特に事情のない限り、学校で指示された物を使用する。
- ・持ち物にはすべて記名する。
- ・服装・頭髪・持ち物は、常に中学生らしいものにする。

1. 標準服

(1) 期間…夏服は6月～9月までとし、冬服は10月～5月とする。(移行期間はその年ごとに決定する)

(2) 黒の詰襟学生服

冬服

- ・黒の学生服(カラーもつける)、規定の校章組章をつける。
- ・ズボンは折り返しのあるもの。極端に細いもの、太いものは禁止。
- ・学生服の下は、白の無地のワイシャツ、半袖ワイシャツにする。

夏服

- ・冬の上衣をとった形とする。白の半袖ワイシャツを着用する。
- ・胸に五中の略章を縫い付ける。

(3) セーラー服

冬服

- ・紺の定められたセーラー服とする。
- ・スカートも定められたつりスカートとする。
(スカートの丈は膝がかくれる長さとする。)

夏服

- ・白の定められたセーラー服とする。スカートは冬服と同じ形とする。

(4) ベルト

- ・黒革の幅 2.0 cm以上、3.5 cm以下のものとする。

(5) スカーフ 指定のものを使用する。

2. 体育着 学校指定のものを着用する。

3. くつ

- (1) 登校用…白を基調とした運ぐつ。
- (2) 上ばき…男女とも学校指定のものを着用する。(ラインは学年カラー)

4. くつ下

- (1) 白か黒の無地かワンポイントのソックスを着用する。
- (2) セーラー服のタイツは黒とする。

5. セーター

- ・セーターは無地で色は黒・紺とする。

6. 通学用コート

- ・コートは黒・紺・濃いグレーとする。

7. 手袋・マフラー…着用を認める。

8. 校章・組章

(1) 黒の詰襟学生服

校章は右、組章は左につける。

(2) セーラー服

左のポケットの所に指定の台紙に校章・組章の順につける。

9. カバン

学校指定のスポーツバッグで登下校する。

10. 補助カバン…学校指定のサブバッグを使用する。

11. 髪型

前髪は目が隠れないようにする。前髪が目にかかる場合は、ピンでとめる。

肩につく長い髪は結ぶ。

意図的に形をつけるのは不可。※巻いたりすること

パーマ、脱色、染色、整髪料などによる加工は禁止。眉の加工は禁止

そりこみ、モヒカンおよびそれに近い髪形は禁止。

12. 生徒手帳 必ず持参する。

13. その他 装飾品、化粧等はいけない。